

Ⅷ - 2 福岡教育大学附属久留米小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本行動計画は、人権尊重の理念に基づき、福岡教育大学附属久留米小学校の全ての児童が、充実した学校生活を送ることができ、「いじめ」の防止等を目的に策定するものである。

1 いじめ防止等の取組に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として実施されなければならない。

また、いじめ防止等にあたっては、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識の基、「どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつとともに、「いじめられている子を最後まで守り抜く」という強い信念をもち、対応に当たるものとする。

2 いじめの防止に向けた学校組織体制

(1) いじめとは

児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 行動計画の策定と組織などの配置

① 「行動計画」の策定

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に進めるため、「福岡教育大学附属久留米小学校 行動計画」を策定する。

② 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応の取り組みを組織的に行うために、校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、関係児童が所属する学級担任、(状況に応じて教科担当)、等による「いじめ防止対策委員会」を設置し、月に1回程度委員会を開催する。

③ 情報交換会での情報の共有及び共通理解

心の悩みに関わる児童の実態を把握するために「お友達・学校生活に関するアンケート」を行い、その結果をもとに、気になる子や配慮を要する子について、現状や指導の仕方について情報交換及び共通理解を図る。年に3回（4月と8月と11月）開催する。

3 いじめ未然防止のための取組

いじめは、どの子にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に努める。また、未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力、自己有用感、自己肯定感を育み、規律正しい態度で主体的に授業や学校行事に参加できる授業づくりや集団づくりを行う。加えて、人権尊重の視点から、お互いのよさやちがいを柔軟に認め合う人間関係・支持的風土をつくる。具体的に以下の四つの取組を行う。

① 全ての児童が分かる授業づくり

全ての児童が授業に参加したり、活躍したりすることができるための授業改善を図れば、学力向上はもちろん、生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる。

② 基本的生活習慣や規範意識の育成

授業が終わって5分間でトイレや学習の準備を済ませる習慣や、始業前や授業中の腰骨を立てた正しい姿勢の保持、相手意識をもった発表の仕方や聴き方を身に付けさせる。

③ 学年の実態に応じた心を育てる道徳教育の推進

- ・道徳の授業を通して、児童の自尊感情を育てるようにする。
- ・低学年で思いやり・親切，中学年で信頼・友情，高学年で生命尊重や公正・公平に関することを重点的に学習し，人権尊重や思いやりの心を育てるようにする。

④ 教師の積極的なかわり

信頼関係を築くために朝休みや昼休みの児童の様子を観察したり，児童の人間関係を把握するために一緒に過ごしたりするといった積極的な関わりを増やす。また，「出番」を与え「役割」を果たさせ，その行動を「承認」といった発達支持的生徒指導に取り組む。

4 いじめの早期発見

いじめは，大人の目に付きにくい場所や時間，遊びやふざけ合いを装って行われるなど，大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。そのことを認識し，ささいな兆候であっても，いじめではないかと疑いをもって，早い段階からの確に関わりをもち，いじめを隠したり，軽視したりすることなく，いじめを積極的に認知することが必要である。

- 生活記録の記述等から児童の変化やSOSを感じ取ることができるようにする。
- 「心の悩み」に関わる児童の実態を把握するために，「いじめアンケート（簡易）」を取り入れた学級目標に照らしたアンケートを，毎月学習者用端末を用いて行う。また，「お友達・学校生活に関するアンケート」を基に毎学期教育相談を行う。※アンケートは，情報交換会の時に活用
- ネット上の不適切な書き込み等についても同様に，いじめにつながり得る問題として，保護者と連携して早期発見に努める。
- いじめ問題に対する学校の取り組みの充実を図るために，文部科学省「生徒指導提要」（令和4年12月改定）の有効な活用を図る。
- 暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は，速やかに止めることを優先する。

5 「いじめに対する措置」

（1） いじめ防止対策委員会の設置

児童からいじめに関わる相談を受けた場合やいじめを発見した場合は，事実の有無の確認後，教頭に報告し，「いじめ防止対策委員会」で対応を協議して，組織的に取り組む。

（2） 児童と保護者への対応

いじめの事実が確認された場合は，いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先するとともに，いじめを受けた児童・保護者への支援と，いじめを行った児童や関係する児童への指導，保護者への助言を継続的に行う。また，必要に応じて，スクールカウンセラーによるカウンセリング等を行い，いじめを受けた児童の心のケアに努める。

（3） いじめを行った児童に対する措置

いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために，いじめを行った児童に対して教室以外の場所において学習を行わせる等の措置を講ずる。

（4） いじめの関係者間における争いを起こさない対応

学校は，いじめの関係者間における争いが起きることがないように，いじめの事案にかかわる情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。

（5） 大学・児童相談所・警察との連携

学校は，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものについては，大学，児童相談所，久留米警察署と連携して対処する。

6 ネットいじめへの対応

- 情報が入り次第，本人，いじめを受けた児童に確認し，いじめ防止対策委員会で話し合う。
- ネット上の不適切な書き込み等については，被害の拡大を避けるため，保護者との連携のもと，プロバイダに対して速やかに削除を求めるなどの措置を講ずる。
- 具体的な対応に当たっては，必要に応じて法務局への協力要請，児童の生命，身体等に重大な被害が生じる恐れがある時は，所轄警察署に通報し，適切な援助を求めるなど措置を講ずる。

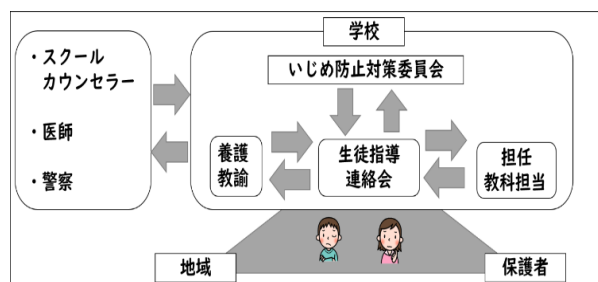
7 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) ねらい

いじめの未然防止，早期発見，早期対応のために，いじめに関する情報を把握できる具体的な手立てを取り，迅速に対応できるようにして，児童が安心して楽しく学校生活を送ることができるようにする。

(2) 対策組織について

校長，教頭，教務，生徒指導担当，養護教諭，関係児童が所属する学級担任（必要に応じて教科担当）で編成する。必要に応じて臨時会を実施する。



(3) 具体的方策

① 次の主な活動の実施

- ア いじめ・不登校や人間関係に関する実態の把握と情報交換
- イ いじめ・不登校問題等に関する研修の企画
- ウ 関係児童への指導・助言
- エ 関係諸機関との連携

② 実施の具体化

- ア 月に一回，定期的に定例会後にいじめ防止対策委員会を開き，いじめの実態と対応の状況を共有する。
- イ 学期に一回，朝の活動の時間に「お友達・学校生活に関するアンケート」を実施する。また，同時に保護者へのアンケートを実施し，児童のアンケート内容と合わせて教育相談を行う。
- ウ 4月に家庭環境や身体的配慮についての情報交換会，8月に1学期の様子を見た上での情報交換会，11月に教育実習後に気になる児童の指導方針の情報交換会を行う。
- エ 関係児童への指導・援助は，担任から対策組織への報告により指導計画を確認し，組織的に指導を行う。
- オ スクールカウンセラーと協力し，児童・保護者と学校との連携が円滑にできるようにする。

③ いじめに対する措置

- 児童からいじめに関わる相談を受けた場合は，すみやかに事実の有無の確認を行う。
- いじめの事実が確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた児童・保護者に対する支援と，いじめを行った児童及び関係がある周囲の児童への指導とその保護者への助言を組織的・計画的に行う。
- 「いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要がある」と認められる場合は，別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

8 重大事態への対処について

いじめにより、児童の生命・心身などに重大な被害が生じた疑いや相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

(いじめの疑いに関する情報)

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有。
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告。

(重大事態の発生)

- 学校の設置者に重大事態の発生の報告
 - ア)「生命、心身又は財産に重大事態な被害が生じた疑い」(児童が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査を着手)
 - ※ 「児童や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

(学校の設置者が重大事態の調査の主体を判断)

学校を調査主体とした場合

学校の設置者(福岡教育大学)の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。

●学校のもとに、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめの行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ 調査主体に不都合なことがあったとしても事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまで学校が先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

●いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることがあってはならない。
- ※ 得られた情報は、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その趣旨を調査対象の在校生や保護者に説明するなどの措置が必要。

●調査結果を学校設置者に報告

- ※ いじめをうけた児童又はその保護者が希望する場合は、いじめをうけた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体とした場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

